住所　大阪市城東区鴫野西３丁目６番Ｂ―301号
　張端惠　昭和56年９月11日生
住所　大阪市西成区鶴見橋３丁目８番41号
　鄭成浩　昭和46年６月24日生
住所　大阪市西成区北津守４丁目４番15号
　鄭貴子　昭和48年２月12日生
住所　埼玉県久喜市**葛**梅355番地１
　王**姿博**　平成３年５月１日生
住所　東京都中野区大和町３丁目27番16号
　王若夫　昭和59年７月26日生
住所　東京都あきる野市瀬戸岡233番地６
　フランシスコ・エリック・ウオザキ・オクムラ
　　昭和37年６月16日生
　カルメン・ロサ・ジョー・デ・ウオザキ　昭和39年７月16日生
　ヨシハル・アンディ・ウオザキ・ジョー　平成５年３月２日生
　トシアキ・ケニー・ウオザキ・ジョー　平成６年８月16日生
住所　茨城県土浦市烏山５丁目1680番地16
　アナ・セシリア・モミイ・コハシカワ・デ・アラカキ　昭和53年12月19日生
　ミシェーリ・アラカキ・モミイ　平成10年10月27日生
　ナタシャ・アラカキ・モミイ　平成14年７月31日生
　アンジェリカ・アラカキ・モミイ　平成24年４月12日生
住所　茨城県つくば市東２丁目１番地15
　張瓊　昭和55年11月１日生
住所　福岡市博多区千代３丁目３番１―905号
　梁麗予　昭和54年２月19日生
住所　岡山県倉敷市庄新町11番３―11号
　李金玲　昭和58年８月27日生
住所　長野県安曇野市豊科南穂高2201番地１
　トンリッケ・ヒロユキ・イマイ　昭和60年６月１日生
住所　奈良県生駒市辻町722番地４
　文英治　昭和33年７月28日生
住所　和歌山県有田市初島町浜1541番地36
　金吉明　昭和30年８月18日生
　金潤也　昭和61年３月４日生
　金明来　昭和63年８月11日生
住所　和歌山県有田市港町70番地２
　金実季　昭和59年12月19日生
住所　千葉市稲毛区宮野木町1251番地３
　池光慶　昭和19年７月21日生
住所　千葉市中央区中央４丁目13番30号
　池克典　昭和48年６月24日生
住所　千葉市緑区おゆみ野中央１丁目25番地14
　池淳　昭和50年４月１日生
住所　千葉市若葉区東寺山町443番地７
　池大輔　昭和54年11月16日生
住所　千葉県茂原市内長谷531番地３
　金英美　昭和57年４月23日生
住所　横浜市鶴見区駒岡１丁目１番13号
　ウェンディ・ケイコ・オレゴ・カスティヨ　平成２年７月31日生
住所　横浜市鶴見区駒岡５丁目３番10―203号
　林海寧　昭和58年４月３日生
住所　横浜市港北区岸根町573番地１
　姜沢文　平成元年５月28日生
住所　横浜市港北区日吉本町３丁目24番48―503号
　李達也　昭和55年７月29日生
住所　横浜市南区井土ケ谷下町215番地１
　索建輝　昭和53年６月10日生
住所　東京都港区港南３丁目４番12―605号
　張**璐鷺**　昭和56年11月24日生
住所　栃木県宇都宮市鶴田町3077番地
　姜巧秀　昭和59年２月11日生
住所　兵庫県芦屋市春日町23番８―505号
　金栄実　昭和36年９月24日生
住所　兵庫県姫路市広畑区東新町３丁目100番地
　陳大作　平成２年９月21日生

○文部科学省告示第三十五号

在外教育施設の認定等に関する規程（平成二年文部省告示第百十四号）第十八条第一項の規定により、平成五年文部省告示第二号（在外教育施設を認定した件）により認定したボンベイ日本人学校（小学部及び中学部）の名称、位置及び設置者並びにコタキナバル日本人学校（小学部及び中学部）及びジェッダ日本人学校（小学部及び中学部）の位置並びに平成十年文部省告示第二十四号（在外教育施設を認定した件）により認定したアグアスカリエンテス日本人学校（小学部及び中学部）の位置について平成二十五年四月一日付けで変更することを承認したので、同規程第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月十五日

文部科学大臣　下村　博文

名称	位置	設置者
ボンベイ日本人学校（小学部及び中学部）	インド国ボンベイ	本ボンベイ日人会

を

名称	位置	設置者
ボンベイ日本人学校（小学部及び中学部）	インド国ムンバイ	本ムンバイ人会

に、

位置
パキスタン国マルコレタイキナア

を

位置
パキスタン国マルコレターキシナア

に、

位置
ジアサウデラビィ・アダ国

を

位置
ツビサウ国ジアラエ

に、

位置
テス衆メキスカ国リアグココンア合

を

位置
リアメキエグキンアシコテスカ国

に変更することを承認した。

○文化庁告示第六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項及び第百七十二条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定する。

平成二十五年三月十五日

文化庁長官　近藤　誠一

上欄		下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
鷹島神崎遺跡	平成二十四年文部科学省告示第五十五号	松浦市（長崎県）

○文化庁告示第七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項及び第百七十二条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる名勝を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定する。

平成二十五年三月十五日

文化庁長官　近藤　誠一

上欄		下欄
名称	指定告示	地方公共団体名
ピリカノカ ヌプリ（クトゥン イオルシペ） 黄金山（ピンネタ ウシ） 神威岬（カムイエ トㇰ） 襟裳岬（オンネエ サム） カシワイ ムイチャシ 歌才望岩（インカル ン） 鞆ノ浦 半島 絵鞆 海岸	平成二十二年文部科学省告示第百十四号、平成二十三年文部科学省告示第二十号、平成二十四年文部科学省告示第十号、平成二十五年文部科学省告示第百七十二号	室蘭市（北海道）